

平成30年度第1回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年4月25日（水）14時開会
場 所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2階2号会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 出席予定の2名の委員がまだいらっしゃいませんが、定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第1回北海道環境影響評価審議会を開催いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名のところ、13名の方が出席されておりますので、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第1回目となります北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。また、昨年度は非常に多くの案件につきましてご審議いただきましたことにこの場をかりて感謝を申し上げます。

前回の審議会におきまして、新さらきとまない風力発電事業の配慮書、増毛町風力発電事業の方法書につきまして答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で、配慮書は3月29日付、方法書は4月6日付で、答申の内容に沿って、知事意見を述べたところでございます。これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題についてです。

先週、本審議会にて現地調査を実施いたしました新得発電所建設事業の準備書1件について、答申案のご審議を予定してございます。現地調査にご参加いただいた委員の皆様には、お忙しい中を調査に協力いただき、ありがとうございました。本日は、現地の状況なども踏まえながらご審議いただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、本日の議題には間に合いませんでしたが、一昨日付で寿都町が事業者となります風力発電事業の配慮書の提出がございまして、本日から縦覧を開始してございます。

このように、今年度も風力発電事業を中心といたしまして多くの案件が見込まれてございまして、委員の皆様には何かとご負担をおかけして大変恐縮でございますけれども、引き続き、専門的なお立場から審議にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○事務局（武田主幹） それでは、ここで4月1日付の異動で新たに事務局職員となった3名を紹介させていただきます。

まず、私は主幹の武田です。よろしくお願いいたします。

それから、中村主査、佐藤専門主任です。

以上3名が新しく加わりましたので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-4です。そのほか、委員の皆様には参考資料として、前回審議会の資料3-1もお配りしております。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は1件で、5回目の審議となる新得発電所建設計画の準備書についてです。事務局からの4次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明と皆様の審議の時間を合わせ、1時間程度を予定しております。

それで、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 皆さん、今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名いたします。

本日は、河野委員と三谷委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日が5回目の審議となります新得発電所建設計画環境影響評価準備書についてです。

事務局から、4次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台について、説明をお願いいたします。

○事務局（車田主査） 資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1をごらんください。

本案件の質疑応答につきましては今回で4次質問となりますが、資料1-1では4次質問の質問のみを抜粋しております。

なお、委員の皆様には前回の審議会でお配りした全ての質問の3次質問及び回答までをまとめた資料をお手元にお配りしております。

それでは、後ほどご説明いたします答申文（案）たたき台に関連するものを中心にかいつまんでご説明いたします。

まずは、4ページをごらんください。

質問番号6-15です。

建設機械の稼働による騒音に関するものです。

土捨て場工事範囲の近傍民家の近くには、工事用車両が通行する道道があることから、

土捨て場そのものからの騒音に加え、道道を通行する工事用車両による騒音も合わせて予測すべきと指摘したところ、近傍民家への影響は小さいと考えているとの回答が示されていたところです。

そこで、4次質問では、準備書における重機2台プラス土砂運搬ダンプ車両2台常時稼働の条件下で予測した等価騒音レベルと直接比較できるよう、道道を通過する土砂運搬ダンプからの騒音を含めた騒音についても等価騒音レベルで予測し、その結果の提示を求めました。これに対して、土捨て場の近傍民家における建設機械の稼働及び工事用資材等の搬出入に係る複合騒音を予測したところ、48デシベルとなり、建設機械の稼働の騒音だけの予測値である47デシベルからの増加は1デシベルであったとのことです。

続きまして、7ページをごらんください。

質問番号6-54です。

動物に関する質問です。

本準備書では、重要な哺乳類の種の全てにおいて対象事業実施区域の周囲500メートルの範囲内にそれら動物の利用環境や生息環境が一定程度存在することを根拠に、または、重要種の確認位置が対象事業実施区域から500メートル以上離れていることを根拠に影響は少ないと予測している点について、これまでの質問で500メートルという数値の科学的根拠を求めてきたところですが、明確な回答をいただけなかったことから改めて質問しております。これに対して、500メートルの設定根拠は2次質問及び3次質問への回答のとおりであり、さらに、直接改変の影響を受ける範囲として一般的に500メートル程度が考えられるようになっており、新たな根拠はお示しいただけませんでした。

続きまして、9ページをごらんください。

質問番号6-59です。

同じく、動物に関し、取水量の増加に伴う水深の変化による影響に関するものです。

4次質問の②では、豊水量での現状と将来の水深差が3センチから6センチで、生態系への影響は小さいとのことですが、豊水から渇水へ、渇水から豊水へ変化するときの増え始める時期、減り始める時期が変わることによって生物の生活史とのずれが出ないか、また、具体的には将来のほうが浅くなるので、水が増え始める時期が遅くなり、水が減り始める時期が早くなることによって摂餌可能な期間が短縮されないかとの質問をしております。これに対して、上岩松取水堰の放流日数の変化は、融雪期間は2日から10日程度、融雪期間以外は0日から8日程度の減少であり、流量の減少もわずかである。また、上岩松取水堰の放流日数については、過去10年間に於いて大きく変動しており、本事業に伴う放流日数の変化による重要な種の生息環境への影響はほとんどないと考えられるとのことです。

続きまして、14ページをごらんください。

質問番号6-69です。

生態系に関し、侵略的な外来植物に関するものです。

事業者は、3次回答において、既に分布している一部の外来植物種について、種子散布前の刈り取り、枝、根の適切な処置という分布域拡大防止措置を実施するとしている点に関し、4次質問では、その効果を確認するための事後調査を実施すべきと指摘しております。これに対して、分布域拡大防止措置の効果は確実であることから事後調査は実施しないとのことです。

最後となりますが、15ページをごらんください。

質問番号6-99です。

事業者は、付近で繁殖実績のあるクマタカへの影響について、工事量を徐々に増やすコンディショニングによって最小限に抑えられると予測し、また、コンディショニングを含む実効性のある環境保全措置を実行することから事後調査を実施しないとしていますが、そのコンディショニングの実効性について3次までで質問してきたところ、事業者は他の事例を提示してきました。

そこで、4次質問では、それら参考事例と本事業の間には、工事の内容や保全措置、環境などに相当の相違が認められるため、単なる事例の提示では本事業においてコンディショニングに実効性があるとの主張を客観的に理解することはできないことから、参考事例のどの部分を根拠に本事業で実施予定のコンディショニングの実効性があると判断しているのか、客観的に理解できるような説明を求めました。これに対して、4次回答の最後のほうになりますが、本事業と参考事例において、営巣位置との距離及び騒音予測値の相違は不明であるが、共通する保全対策は非営巣期からの馴化期間の設定、工事影響モニタリング、工事の一時停止を含むコンディショニングであり、大きな影響を与えている状況は確認されていないことからコンディショニングの実効性はあると考えられるとのことです。

4次質問及び事業者回答に関するご説明は以上となります。

次に、1枚物の資料1-3をごらんください。

本事業の関係市町村は事業地のある新得町のみとなりますが、同町の町長意見をいただいておりますのでご報告いたします。

特に意見はない、低炭素社会に向けた再生可能エネルギーの導入拡大のため、野生鳥獣の生育に配慮、かつ、自然との調和の図られた工事方法により、早期にこの事業が実施されることを望むとの意見をいただいております。

続きまして、最後の資料となりますが、資料1-4をごらんください。

答申文(案)たたき台となります。

これまでのご審議におけるご指摘やご意見を踏まえ、整理してございます。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業の概要を、2段落目では対象事業により懸念される影響を述べ、3段落目では知事意見に真摯に対応し、環境影響の回避、低減を図ることを求めています。

続いて、1の総括的事項です。

(1) は、準備書における環境影響評価の妥当性についてです。

本準備書において、事業者は、環境影響評価項目の全般にわたり環境影響は実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価している。しかし、2の個別的事項で示すとおり、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき、重大な環境影響を回避または低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、検討過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できないおそれが見込まれる場合は、確実に環境影響を回避または低減できるよう、工事工程の変更などを含む事業計画の見直しを行うこととしております。

次に、(2) ですが、最近のほかの案件と同様、評価書の作成に当たっての留意事項を示しております。

次に、(3) ですが、近年のほかの案件と同様の指摘で、住民等との相互理解の促進などの観点から継続した図書の公開を求める意見となっております。

続きまして、2の個別的事項です。

まず、(1) の大気質ですが、工事用資材の搬出入に伴う粉じん等の影響について評価の根拠が示されていないことから、その是正を求める意見としております。

次に、(2) の騒音及び振動ですが、土捨て場工事範囲の近傍住居に対する影響の予測及び評価に当たっては、建設機械の稼働と工事用資材等の搬出入に伴い発生する騒音及び振動の累積的影響を考慮することを求めるものとなっております。

次に、(3) の水質です。

アは、本事業の方法書に対する知事意見のとおり、取水量の増加に伴い東大雪湖への流入量が現況より減少することによる同湖の水質への影響について調査、予測及び評価を実施し、評価書に記載することを求めるものです。

次のイは、準備書において、降雨時の濁水発生量の算出に用いた流出係数は適切ではないことから、適切な流出係数を用いて改めて濁水発生量を算出し、その結果に基づいて必要な沈砂池容量を確保することを求めるものです。

次に、(4) の動物です。

アの前段では、本事業の方法書に対する知事意見のとおり、工事用資材等の運搬及び建設機械の稼働を評価項目として選定し、造成等の施工による一時的な影響である発破作業による騒音及び振動も含め、動物への影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めるものです。

次に、下から2行目の「また、」以降ですが、本準備書では、重要な種のうち、タンチョウ、オジロワシ、クマタカを除き、騒音及び振動の影響についての予測及び評価を行っていないにもかかわらず、その理由等が記載されていないことから、その是正を求めるものです。

次のイについては、読み上げます。

重要な動物種の予測のうち一部の種について、対象事業実施区域の周囲500メートルの範囲内に当該種の生息環境や利用環境と同様な環境が一定程度存在することを根拠に、工事の実施及び施設の存在による影響は少ないと予測している。しかし、500メートルとの数値の根拠が示されておらず、また、同様な生息環境等がどの程度確保されると影響が少ないと判断したのかなどの説明がないことから、予測の妥当性が確認できない。このため、その数値の根拠及び同様な生息環境等の存在と影響の程度との関係を評価書においてわかりやすく説明すること。なお、それができない場合は抜本的に予測手法を見直すこととしております。

次のウは、取水量の増加が水生動物や水辺を利用する種に及ぼす影響については、具体的根拠を示した上で、かつ、単に水深等の物理的変化のみならず、その物理的変化が対象種にどのような影響を及ぼすのかといった観点から適切に実施することを求めるものです。

次のページをごらんください。

次に、(5)の植物です。

減水区間内で確認されたヒメドクサについて、取水量が増加するものの水際の変動は小さいとして、流量の減少に伴う影響は少ないとしているが、水際の変動がどの程度なのかを具体的に図示するなど、予測の根拠を明らかにすることとしています。

続いて、(6)の生態系です。

アは、キツネを上位性注目種として選定するのは適切ではないことから、再選定するなどにより改めての予測及び評価の実施を求めるものです。キタキツネを注目種に選定したほかの案件に対するこれまでの意見と同じ趣旨ですが、文言につきましては従来の意見に若干の変更を加えております。

次のイは、クマタカの営巣が確認された場合に、環境保全措置として工事量を徐々に増やすコンディショニングを行うこととしている点に関する三つの意見から成っております。

まず、1点目ですが、コンディショニングの効果については準備書に記載がなく、また、質疑応答の中で事業者は他の事例を引き合いに実効性があると主張していますが、工事によって騒音等の影響の程度が異なることや影響に対する反応に個体差があることなどにより、その効果には不確実性があると考えられることから、環境監査として実施するとしているクマタカの繁殖状況の把握を事後調査と位置づけ、当該調査結果や講じた措置などを環境影響評価法に基づく報告書として取りまとめて公表することを求めるものです。

二つ目は、2段落目の「また、」以降ですが、コンディショニングの具体的な手法について準備書に記載がないことから、評価書で明らかにすることを求めています。

3点目は、3段落目の「さらに、」以降で、クマタカの反応に応じて工事を一時停止するなどにより工事工程の見直しが必要な場合であっても、環境保全措置の確実な実施を優

先して工事工程を変更することを求めています。

最後のウは、外来種に関する意見です。

対象事業実施区域内及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、環境保全措置として侵略性の高い外来植物の効果的な拡散防止策を講ずることとしております。

答申文（案）たたき台については以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○岡村委員 答申文（案）たたき台の一番最後のところです。

侵略的外来種についてですが、最後のほうの文章で侵略性の高い外来植物の効果的な拡散防止策を講ずることと入っていますね。しかし、この点に関してはもう既にやりますという回答があるわけです。ですから、ここで書くべきことは、防止策を講ずるだけでなく、講じた結果、それが効果的なものかどうかを検証するということだと思えるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（車田主査） 表現についてはご相談をさせていただきますが、ご指摘いただいた趣旨は意見として盛り込ませていただきたいと思います。

○佐藤委員 答申文（案）たたき台の2ページの（2）の騒音及び振動についてです。

最後の行で騒音及び振動の累積的影響を考慮することとなっていますけれども、累積的といいますと、時間的流れがあって、それが積み重なってということだと思います。しかし、今回の場合は、2種類の騒音が同時に聞こえており、その影響を考えてくださいということですから、複合的のほうが適切ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（車田主査） ご指摘のように修正させていただきます。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 手続としては、配慮書が終わって、方法書が終わって、今回が準備書で、この後に評価書が出てくるけれども、それは審議会としては審議しないということですね。

そこで、2ページの（4）の動物のアのところですが、最後の2行目のところで、適切に調査、予測及び評価を実施すること、実施して、それを評価書に書いてくださいという意味での表現ですか。

○事務局（車田主査） ご指摘のとおりです。

○玉田委員 わかりました。

ちょっと気になるのは、騒音にしても発破にしても、影響はない、コンディショニングをするから多分大丈夫というようなことです。しかし、準備書の段階が終わってしまうと我々審議会としては意見が言えなくなってしまうので、もうちょっと踏み込んで、だめよとまでは言わないまでも配慮してほしいということを述べたほうがいいのかと思います。

ら、この文章を読んでいました。

評価書の段階でそれを評価し、事業者がその影響はないと言っても、あるかどうかはわからないということに対してはどのような手続になるのでしょうか。

○事務局（竹澤課長） コンディショニングの関係につきましては、今回、事後調査として位置づけて実施するよう指摘しております。

事後調査として位置づけますと、それを報告書として取りまとめ、公表しなければならないという環境影響評価法上の手続がございまして、それで一般の人の目に触れることとなります。ですから、ちゃんと調査がされることが期待されるということで事後調査に位置づけなさいという答申文（案）にしたところです。

○玉田委員 新得は風力発電ではないので、猛禽類の衝突は関係ないのですが、工事に伴う発破作業や工事そのものの騒音が影響するだろうなと思って、それが一番心配でした。特に、何度も指摘しているとおり、図書の584ページにクマタカの繁殖の図がありますけれども、営巣期の終盤のひなが大きくなる時期に発破などを近くでやると、これでは影響は中と書いてありますけれども、決して中ではなく、かなり大きい影響が出るのだという認識があるのです。これはQアンドAの中でもいろいろとやってきた経過がありますから、もっと強く何とかしてほしいなという気持ちがありますし、この程度の評価でいいのかなというところが気になっているのです。

要するに、ここで配慮してくださいというところまで踏み込んで書くか、それとも、評価しなさいで終わるべきなのか、事務局としてはどう考えますか。

○事務局（車田主査） 今、課長からご説明させていただきましたが、事後調査を実施することで、影響についてはきちんと公表され、我々も把握することができますので、事後調査をきちんとやっていただくことが前提になりますが、それで担保されるのではないかと考えております。

○玉田委員 わかりました。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

私は気になるところが1点あります。

4次質問までコンディショニングについてどういう手法で対応するのかを示していただけなかったのですが、ずっとコンディショニングという用語を使っているのです。でも、意味を違うように理解されているのではないかと思います。

コンディショニングというのは、通常、相手側に学習させるタイプのもので、答申文（案）たたき台の中にもコンディショニング（馴化）と入っていますが、恐らく、馴化の意味で使っていて、一般に言うハビチュエーションのほうですね。つまり、クマタカ等に状況になれてもらうというような余り積極的でないスタンスなのではないかと思うのです。ですから、積極的に何をやるかということを示唆されなかったのではないかと思います。

心理学的に考えると、コンディショニングというのは、条件づけなのです。動物というのはパターンみたいなものを学習しまして、例えば、発破だったら、定期的に同じ間隔で

発破が行われず、そのインターバルがずれると工事が終わったということを学習するわけです。でも、インターバルがまちまちだと、多少間隔があいても終わったということを学習できないので、負担は継続します。

今回、コンディショニングという用語を使っているのですが、負担を取り除く準備があるのかなというふうに思っていたのですが、どうもそうではないようなのです。ですから、本当にただただ工事を継続するだけで動物が馴化していつているのかどうなのかはかなり配慮してみる必要があると思います。

特に文章のどこを変えるというわけではないのですが、ここのところは強調しておくべきだと思いますし、答申文（案）たたき台の中にもきちんと書かれているので、この部分に対してはぜひとも事業者にはきちんと理解の上で対応していただきたいなと思います。

この間の現地調査のときの説明でも非常に多い発破回数が気になりましたので、本当に馴化ができるのかどうか、そして、もし馴化ができていない、あるいは、影響が大きいと見たときの対処については事前に想定し、準備しておいていただく必要があるのかなと感じます。

ほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 別の質問ですが、いいですか。

先ほど岡村委員がおっしゃったことに関連することですけれども、資料1-1の14ページの3次質問への事業者回答の③についてです。

侵略的な外来種のうち、セイヨウタンポポやカモガヤのように広範囲に生育する種については分布位置を把握しておりませんと書いてあります。また、4次質問の①と②では、分布域拡大防止措置の効果は確実であることから事後調査を実施しないと書いてあります。でも、その同じマスの中の下から4行目には、また、分布域拡大防止措置を実施しない範囲の外来種については云々と書いてあり、最後に繁茂抑制に効果があると考えておりますと書いてあって、ここは効果が確実とは書いていないわけです。

これを踏まえて、答申文（案）たたき台の3ページの生態系のウでは、一番最後に外来植物の効果的な拡散防止策を講ずることと書いてはありますけれども、事後調査をなさないとイの一番最後のような書き方にはできないのですか。

このままだと、先ほどの資料1-1の4次質問の①と②のように、事後調査を実施いたしません、はい、そうですと言っているのと同じことですよ。これはこれでいいのですか。効果があるとは考えているけれども、だからこそ、やはりそれを確かめたほうがいいのか。というふうには考えないのですか。

○事務局（車田主査） まず、ご指摘いただきました資料1-1の14ページの6-96の4次回答ですが、①と②は分布域拡大防止措置の効果についての回答であって、③のまた以降は、分布域拡大防止措置を実施しない範囲の外来種に関する回答ですので、①と②、③のまた以降は別物であり、矛盾しているものではないのではないかと考えます。

○隅田委員　そうですね。ですから、分布域拡大防止措置を実施しない範囲の外来種について事後調査をしないのかということです。

○事務局（竹澤課長）　事後調査の考え方についてです。

準備書の730ページに事後調査について法令でどういうふうに決めているかということが書いてありまして、8-3-1の事後調査のところの1行目には、事後調査は、アセス省令の規定によって、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに実施するとございます。その次に、予測の不確実性の程度が大きいとか、効果に係る知見が不十分とか、四つほど条件がございまして、今回の外来種の拡散防止対策がこれのどれかに該当するのかどうかは検討させていただきたいと思えます。

先ほどのクマタカについては不確実性が大きいことから著しい影響が生じるおそれがあると判断できますので、事後調査という位置づけでよろしいのではと思ったところですが、外来種に関して著しい影響と言えるかどうかなどについては検討させていただきたいと思えます。

いずれにしても、先ほど岡村委員のご意見にございましたとおり、事後調査でなくても監視は続けていただきたいというふうに考えてございます。

○隅田委員　わかりました。

○池田会長　そのほかはいかがでしょうか。

○白木委員　私からも事後調査とかかわることについてです。

取水による流量の変化については非常にわずかであり、数センチ程度、あるいは、数パーセント程度であるということがこの間の現地調査でも説明されておりました。確かに少ないものなのかもしれないのですが、実際にそれが水生生物や魚類にどういう影響を与えるかについては多分明確な回答がないのではないかと思います。

私もそういったことに関して科学的な知見はないのですが、やはり不確実性はあるのではないかと思いますし、水生生物や魚類が減ることはオジロワシやミサゴやタンチョウなどの餌にかかわってくるということなのです。こちらに関しても評価を再度するようにと求めているのですが、実際に取水の影響がなかったのかどうかに関しては、きちんと評価、あるいは、モニタリングをして効果を確認するということをもう少し強い形でつけ加えていただけないかと思います。

○事務局（車田主査）　効果を確認すべきとのことですが、本準備書では取水量の増加に関する環境保全措置は実施するとはしてていないことから、保全措置の効果の確認は該当しないと考えます。

○白木委員　効果ではなく、影響がないという評価が適切なものかどうか正しいかどうかということです。

○事務局（車田主査）　今のご指摘に関して、資料1-4の2ページの（4）動物のウをごらんください。

この答申文（案）たたき台におきましても、2行目の後半以降、取水による影響については具体的根拠を示した上で予測及び評価を実施することというのは既に求めているところですが、委員のご指摘を踏まえますと、例えば、その後に条件をつけて、予測、評価がきちんと科学的根拠や具体的根拠をもって示すことができない場合はその後のフォローアップを行うことを求めるというような方向でいかがでしょうか。

○白木委員 きちんと具体的根拠を示してくればいいのですが、今までも回答の中で具体的な根拠を求めてはいるわけです。それが少ないから大丈夫だという回答にとどまっているということで、これに関してまた同じように、わずかだから、変化が少ないから影響はないというようなことで、それを科学的根拠として示してくる可能性はとても大きいのではないかと思うのです。

○事務局（車田主査） その点につきましては、同じウの「なお」以降の部分となり、単に水深の変化が3～6センチであるから動物に対する影響は少ないという事業者回答をいただきますが、直接的な動物への影響に関しては回答いただいておりません。そこで、水深とか流速といった物理的変化のみならず、その物理的変化が対象種にどのような影響を及ぼすのかといった観点からも実施することを求めているのですが、これとは違った表現で求めるべきということでしょうか。

○白木委員 物理的変化がわずかであるので、影響はないというような回答が返ってくるような気がします。

先ほどおっしゃられたように、それができない場合にはフォローアップ調査的なことをきちんと実施し、影響があるかないかをきちんと確認することというようなことをつけ加えていただければいいかと思います。

○事務局（車田主査） 表現や文章につきましては委員ともご相談させていただきながら、その方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○河野委員 今回の質疑応答に関することです。

資料1－4の2ページの動物のウのところですか。

水生の重要な動物種及び水辺を利用する重要な動物種と書いていますが、あの場所であれば指定することは可能なのではないかと思うのです。そうすると、こういう動物種に対する影響というのであれば、もう少し具体的な突っ込んだ表現が可能かなと思います。

例えば、資料1－1の10ページの質問番号6－71の4次質問に濁水と豊水の時間差が大きな影響を与えるというふうな表現がありますね。ということは、何らかの生物種を想定することによって、もう少し突っ込んだ書きようができるのではないかと思うのです。

私にはそこら辺はよくわかりませんが、書かれたときに動物種をどういうふうに想定しておられたのかをもう少し聞きたいと思います。

○事務局（車田主査） 種を指定するというご指摘でしたが、本準備書においても、レッドリストに掲載されている種やほかの法令指定種のようなものを重要な種と位置づけ、そ

れに対する影響という観点から動物に対する影響、予測、評価を行うことになっておりまして、種については既にリストアップされてございます。

図書でいいますと、例えば484ページ以降が重要な種としてリストアップされた哺乳類、鳥類、昆虫類と続いています。ですから、知事意見の中で指定するというよりは、これらの重要な種のうち、減水区間で確認されたものについて予測、評価を求めれば、その中に包含されると考えますが、いかがでしょうか。

○河野委員 賛成いたします。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

事後調査の件にまた戻るのでありますが、外来種に関しては生態系などとは若干様相が異なるということでした。しかし、恐らく、事後調査をしないと言っているのは、植物ですから、種子などを除去すれば数は減るだろうということをもとに効果は明らかというふうに言っているのではないかと思うのです。しかし、外来種の場合、繁殖力以上の除去をしないと効果は出ません。ですから、対策がきちんとできたのかどうなのかということも含め、事後調査をやっていただいたほうがいいのではないかと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

○事務局（車田主査） 検討させていただきます。

○白木委員 先ほどの資料1-4の(4)のウにかかわることです。

対象とする種について、減水区間の重要種ということではないかという話だったのですが、例えば、上位種の餌、生物を考えると、必ずしも重要な動物種だけではないのかなというふうに思います。この資料では重要な種しか出ていないので、何が出ているかはわからないのですけれども、餌として非常に汎用性のあるようなものがこの中には入っていないのでしょうか。

ですから、上位種に対する影響を考えると、いわゆるここにリストアップされている重要種だけではなく、上位種の餌の種となっているような魚類や水生生物になろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（車田主査） ご指摘ありがとうございます。

確かに、この文章だけを読むと、直接的な流況の変化が重要な種に直接的に及ぼす影響のみを対象にしているというふうに捉えられるかと思います。事務局としては、ご指摘のような間接的な餌資源への影響というものは当然含んでいるものという理解でいたのですが、この文章からでは読めない部分もありますので、修文を検討させていただきたいと思います。

○白木委員 よろしく申し上げます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 いろいろと意見も出ましたが、整理したいと思います。

まず、個別的事項の(2)の騒音及び振動について、累積的影響を考慮するとなってい

ますが、複合的影響のほうが妥当だろうという点、(4)の動物のウの取水量の変化に関してですが、1行目の水生の重要な動物種及び水辺を利用する重要な動物種、重要なという意味が微妙になりますが、餌資源としての普通種も含んだ形で理解できるような文言に修正を考えるとという点、そして、取水量の影響評価の適切性を検討してほしいということです。事業者も対応できると踏んでいるわけですが、できない場合はきちんとフォローアップをするようにというふうに丁寧な内容に改める点、(6)の生態系のウの侵略的外来種に関して、最後の文章が外来植物の効果的な拡散防止策を講ずることになっていますが、外来植物拡散防止対策の効果を検証してほしいという意味合いにすること、また、できればそれに事後調査をしていただくことを加えるかどうか、この点を検討して修正するという意見が出ましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、以上について事務局と検討したいと思います。また、皆さんにも修正案の検討等をご依頼することもあるかと思いますが、よろしくご協力をお願いいたします。

その他、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行いたいと思います。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、本日は長時間のご審議をいただき、ありがとうございます。

次回の平成30年度第2回の審議会につきましては、5月30日14時から赤れんが庁舎2階1号会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたら別途ご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

以 上